

物品供給契約書

供給すべき物品の表示

代 金 額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
代金額の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と供給者 ○○○○株式会社(以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。
第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。
第3条 物品は、国立大学法人広島大学○○○○○に納入するものとする。
第4条 物品の納入期限は、平成 年 月 日とする。
第5条 納品書は、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。
第6条 代金は、1回に支払うものとする。
第7条 代金の請求書は、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。
第8条 契約保証金は、○○○○○とする。
第9条 この契約に定めのない事項は、別紙の広島大学物品供給契約基準によるものとする。
第10条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。
第11条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。
第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
国立大学法人広島大学
契約担当職 理事(財務・総務担当) ○○ ○○

乙